

- 平成21年度に、熊本県医師修学資金貸与制度を創設。
- 将来、医師が不足する地域の病院等に医師として勤務しようとする医学生に対して、修学資金を貸与し、県内の地域医療を担う医師を養成。
 - 大学卒業後の一定期間（貸与期間の1.5倍等）、知事が指定する地域の病院等（35公的医療機関）で勤務した場合は、修学資金の返還が全額免除。
 - ※熊本県医師修学資金貸与条例に基づく。

熊本県医師修学資金貸与制度について

	地域枠	一般枠	県外枠
対象者	<p>熊本大学医学部医学科の地域枠入学者</p> <p>※熊本県内の高校出身者が対象 ※選抜は熊本大学が実施</p>	<p>熊本大学医学部医学科に在学する者</p> <p>※熊本県内出身者が対象 ※令和元年度をもって貸与制度終了</p>	<p>県外大学の医学を履修する課程に在学する者</p> <p>※熊本県内出身者が対象</p>
	<p>・「第1号被貸与者」： 入学後、1年以内に被貸与者となった者（1年生）</p>	<p>・「第1号被貸与者」： 入学後、1年以内に被貸与者となった者（1年生）</p> <p>・「第2号被貸与者」： 編入学者及び転入学者、入学後1年を経過した後に被貸与者となった者（2年生以上）</p>	<p>・「第1号被貸与者」： 入学後、1年以内に被貸与者となった者（1年生）</p> <p>・「第2号被貸与者」： 編入学者及び転入学者、入学後1年を経過した後に被貸与者となった者（2年生以上）</p>
貸与額	<p>①入学料相当額：282,000円（第1号被貸与者に限る） ②授業料相当額：535,800円（年額） ③生活費相当額：75,000円（月額） ※6年間の貸与総額：8,896,800円</p>		
貸与期間	<p>・「第1号被貸与者」…貸与決定を受けた月から大学を卒業する月まで ・「第2号被貸与者」…貸与決定を受けた月から5年を超えない範囲内で貸与契約で定める期間 ※いずれも4月から修学している場合は、4月分から貸与</p>		
貸与人数 (H30年度)	5人以内	5人以内	1人以内
返還免除に必要な 指定病院等での勤務期間 (義務年限)	<p>「第1号被貸与者」…貸与期間の1.5倍に相当する期間 「第2号被貸与者」…貸与期間に3年を加えた期間</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> 貸与期間：6年間の場合 ⇒ 義務年限：9年間 貸与期間：5年以下の場合 ⇒ 義務年限：(貸与期間)+3年間 		
返還免除の要件	<p>①大学卒業後、2年以内に医師の免許を取得すること。 ②医師免許取得後、直ちに条例で定める病院（熊本大学病院又は県内の基幹型臨床研修病院）で臨床研修に従事すること。 ③臨床研修修了後、直ちに知事が指定する病院等に勤務すること。 ④返還免除に必要な指定病院等での勤務期間を満たすこと。等</p>		

熊本県医師修学資金貸与制度について

●これまで、77人の医学生に対して、修学資金を貸与

＜内訳＞ 医師32人、医学生45人


【貸与人数一覧（令和元年10月現在）】

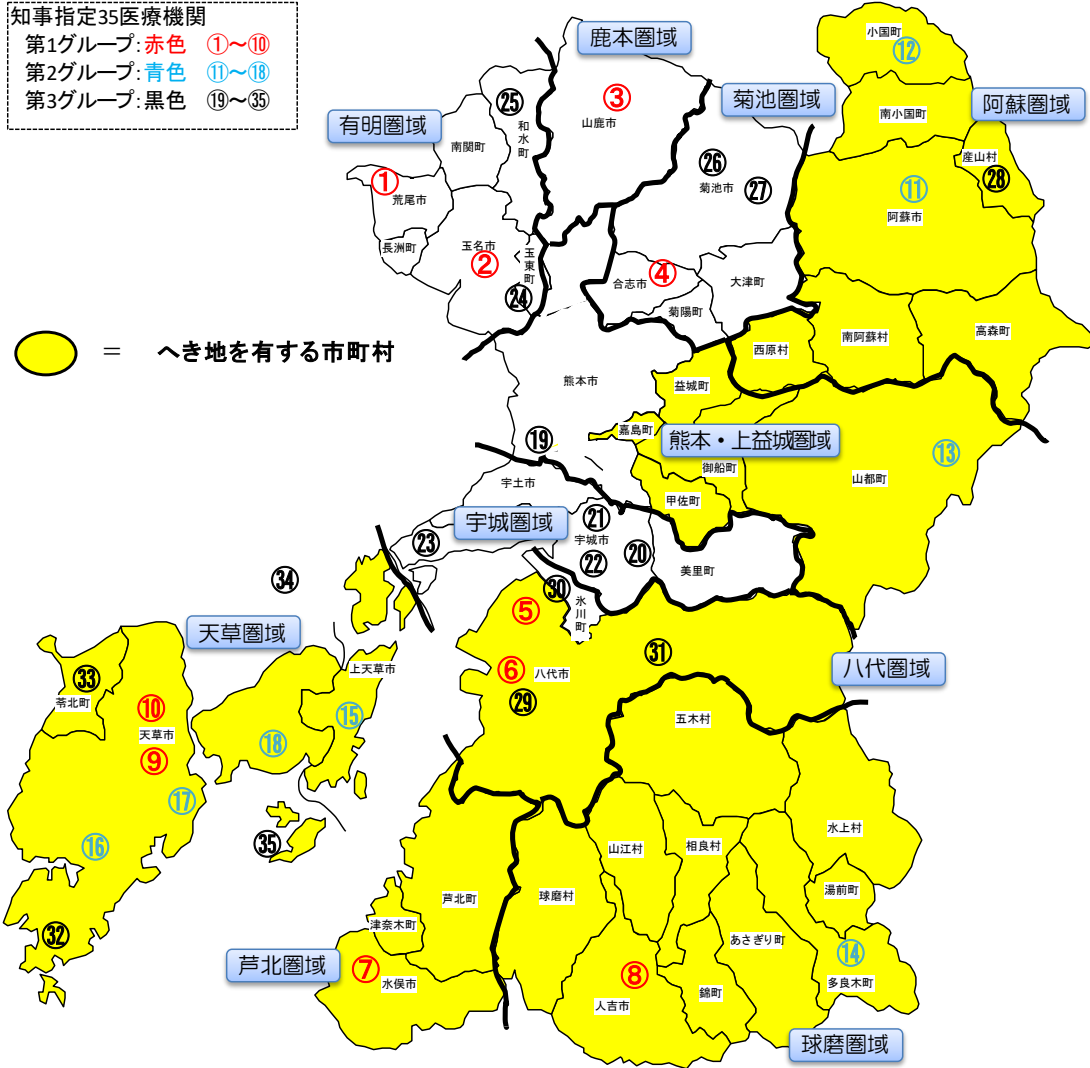
（単位：人）

区分	年数・学年	地域枠	一般枠	県外枠	計	男	女
後期研修 /地域勤務	5年目	—	3	—	3	2	1
	4年目	4	1	—	5	3	2
	3年目	4	4	—	8	7	1
	小計	8	8	—	16	12	4
臨床研修	2年目	5	2	—	7	4	3
	1年目	5	4	—	9	7	2
	小計	10	6	—	16	11	5
在学中	6年生	4	6	0	10	8	2
	5年生	6	0	0	6	3	3
	4年生	7	3	1	11	7	4
	3年生	5	1	0	6	1	5
	2年生	5	1	1	7	1	6
	1年生	5	0	0	5	2	3
	小計	32	11	2	45	22	23
合計		50	25	2	77	45	32

修学資金貸与医師の配置対象医療機関一覧

知事指定35医療機関
 第1グループ: 赤色 ①～⑩
 第2グループ: 青色 ⑪～⑱
 第3グループ: 黒色 ⑲～⑳

 = へき地を有する市町村



【第1グループ】

圏域	病院名
有明	① 荒尾市民病院
	② 公立玉名中央病院
鹿本	③ 山鹿市民医療センター
菊池	④ 熊本再春医療センター
八代	⑤ 熊本労災病院
	⑥ 熊本総合病院
芦北	⑦ 国保水俣市立総合医療センター
球磨	⑧ 人吉医療センター
天草	⑨ 天草地域医療センター
	⑩ 天草中央総合病院

【第3グループ】

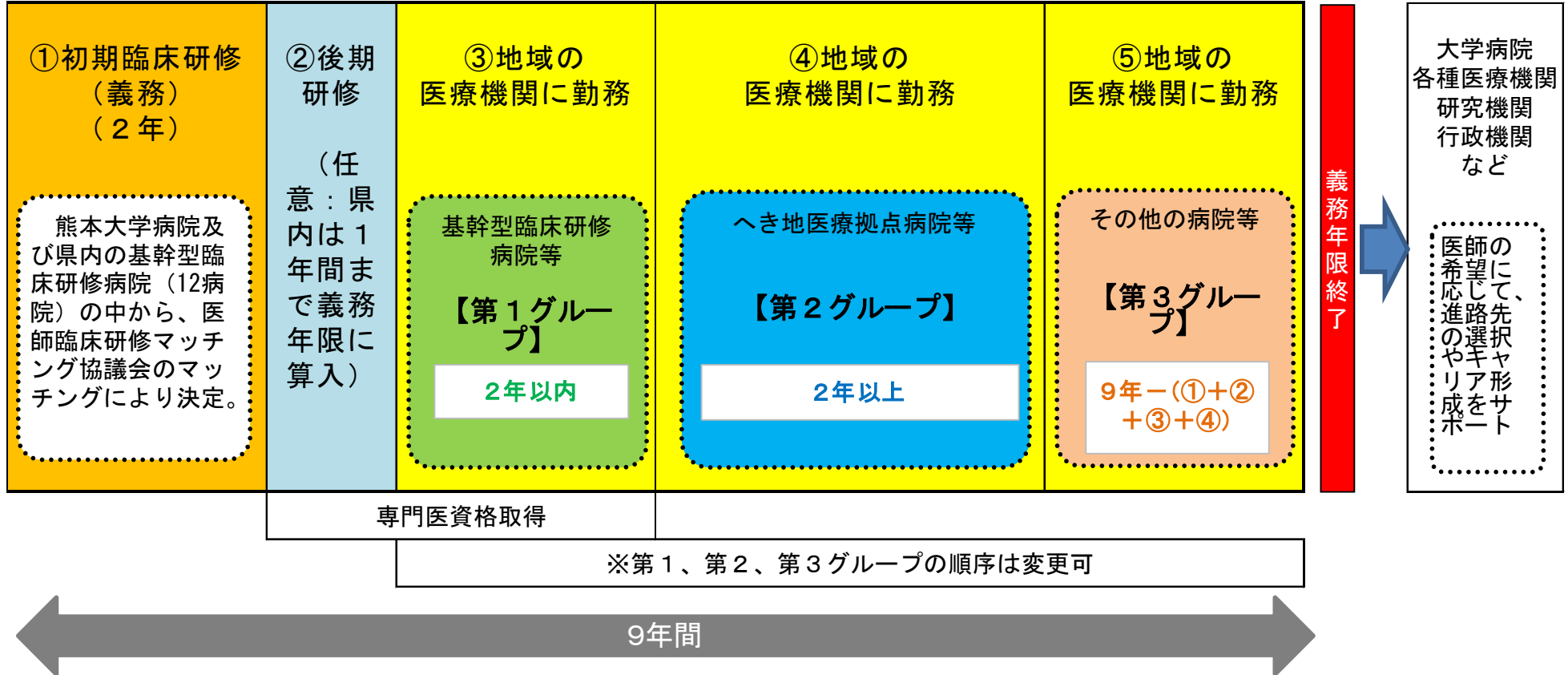
圏域	病院名
熊本	⑲ こころの医療センター
宇城	⑳ 熊本南病院
	㉑ こども総合療育センター
	㉒ 宇城市民病院
有明	㉓ 済生会みすみ病院
	㉔ 玉名地域保健医療センター
菊池	㉕ 和水町立病院
	㉖ 菊池郡市医師会立病院
阿蘇	㉗ 菊池病院
	㉘ 産山村診療所
八代	㉙ 八代市立病院
	㉚ 八代北部地域医療センター
	㉛ 椎原診療所
天草	㉜ 牛深市民病院
	㉝ 苓北医師会病院
	㉞ 湯島へき地診療所
	㉟ 御所浦診療所
	㊱ 熊本市立病院

【第2グループ】

圏域	病院名
阿蘇	⑪ 阿蘇医療センター
	⑫ 小国公立病院
上益城	⑬ そよう病院
球磨	⑭ 公立多良木病院
天草	⑮ 上天草総合病院
	⑯ 河浦病院
	⑰ 新和病院
	⑱ 栖本病院

修学資金貸与医師のモデルキャリアパス例①

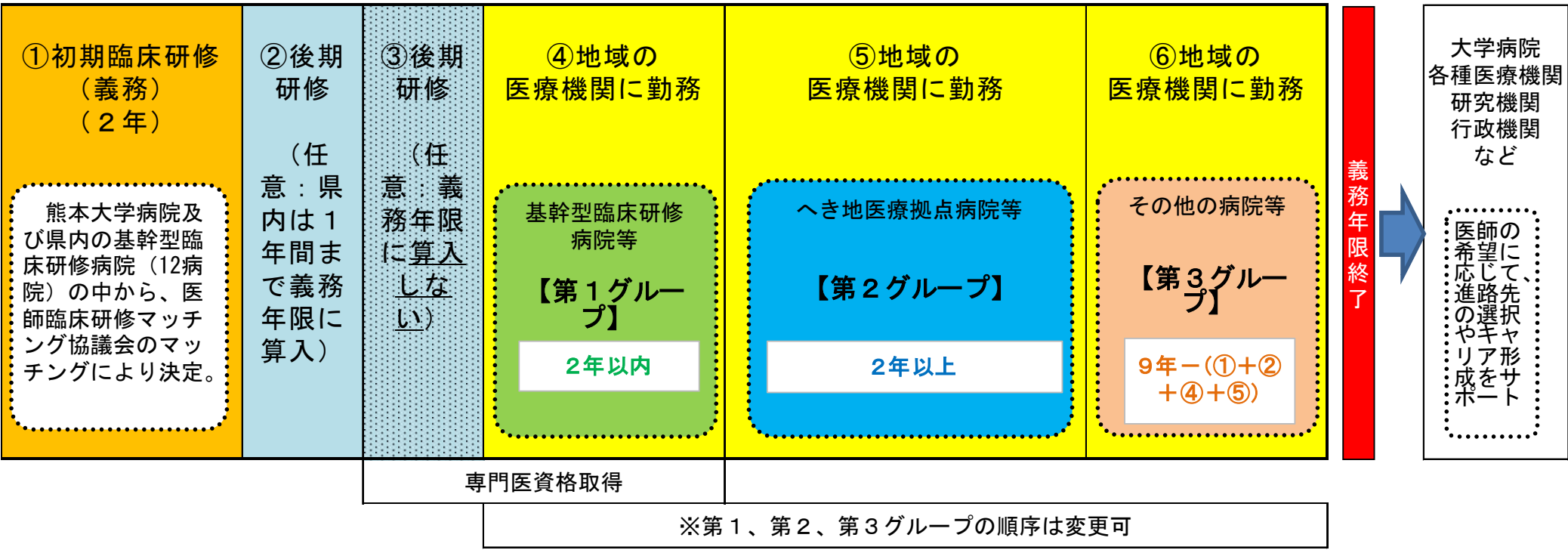
(最短の9年間で返還免除となる場合)



修学資金貸与医師のモデルキャリアパス例②

(義務年限外の後期研修を受ける場合)

※新専門医制度における専門医資格取得のために1年を超えて後期研修を受けることができるが、義務年限期間に算入できるのは県内医療機関での1年間まで。



← 概ね15年以内 (義務年限外の後期研修や大学院への進学等を含む) →